

さかい

## 農委だより

平成31年 **新春号**

(第110号)



編集・発行 堺市農業委員会

堺市堺区南瓦町3番1号  
TEL 072(228)6825(直通)  
FAX 072(228)7883

# 第43回 堺市農業祭

「緑とのふれあい 堺市農業祭」が11月23日(祝)に大仙公園で開催されました。

農業者自らが実りの秋を喜ぶとともに、堺の農業を広く市民に紹介し、農業への理解を深めるため、毎年恒例の行事で、堺の三大まつりのひとつとなっています。

天気に恵まれ、朝早くから行列ができて、安くて新鮮と好評の「とれとれ市」では、開始2時間ほどで、ほとんどの野菜が売り切れました。

また「花市」「鮮魚市」「特産市」など、おなじみの各種即売会やJA堺市女性会による地元で採れた野菜を使用した各種模擬店の出店などが行われました。

その他、「堺市農産物展示品評会」が行われ、農業委員会コーナーでは農業委員会の日頃の活動を紹介する「農業委員会活動パネル展」、農業委員による野菜の栽培相談を行い、家庭菜園等での素朴な悩みや疑問について、アドバイスや栽培方法の説明を行いました。

## 新年のご挨拶

農業委員会会長 田中宏

新年明けましておめでとうございます。お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃は当農業委員会業務にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。昨年は、大阪北部地震、台風など自然災害が頻発し、堺市におきましても台風21号の強風により、農業施設等に甚大な被害が発生しました。台風で被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、農業委員会等に関する法律の改正により、平成29年7月から新体制となり、3年任期の半分が過ぎようとしています。農業を取り巻く状況は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など厳しさを増しておりますが、今後とも遊休農地の解消、担い手への集積等農地利用の最適化の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので関係各位のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、皆様方のますますのご健勝・ご活躍をお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

## 農地の貸し借り

農業委員会では、簡単な手続きで安心して利用できる農業経営基盤強化促進法による「利用権設定等促進事業」を進めています。

- ・設定できる土地は、市街化調整区域内の農地で、貸し借りの期間は、原則3年以上です。
- ・貸し手は、農地を貸しても期間が満了すれば確実に返してもらえ、離作料の心配もありません。

以下は、貸し出し希望農地及び借り受け希望地域です。

詳しくは農業委員会事務局（072-228-6825）までお問い合わせください。

### 貸します

- ・中区上之（陶器北かげろう公園西側）  
田・6アール
- ・西区原田（鳳高校西側）  
田・15アール
- ・南区野々井（赤坂第14公園東側）  
田・15アール
- ・南区片蔵（櫻井神社北側）  
田・11アール
- ・南区榎（泉北2号線原山台東信号北西側）  
田・15アール
- ・北区中村町（八下中学校北東側）  
田・5アール
- ・北区中村町（中村町自治会館北側）  
田・9アール
- ・北区金岡町（金岡高校北側）  
田・6アール
- ・美原区多治井（南阪奈道路たじはや料金所南西側）  
田・8アール
- ・美原区大饗（西大饗公民館北側）  
田・24アール
- ・美原区大饗（加地テック南側）  
田・13アール
- ・美原区平尾（さつき野東3丁目住宅南側）  
田・28アール
- ・美原区平尾（太成学院大学北西側）  
田・9アール
- ・美原区平尾（太成学院大学北西側）  
田・30アール
- ・美原区平尾（太成学院大学北西側）  
田・8アール
- ・美原区小平尾（小平尾公園西側）  
田・15アール
- ・美原区大保（廣国神社北側）  
田・13アール

**田を借ります**

- |                  |       |                   |        |
|------------------|-------|-------------------|--------|
| ・中区陶器北方面         | 50アール | ・南区稲葉方面           | 10アール  |
| ・南区美木多・上神谷・福泉南方面 | 30アール | ・南区上神谷・畑方面        | 50アール  |
| ・西区菱木・大平寺・小代方面   | 30アール | ・美原区今井・太井・大保・黒山方面 | 200アール |
| ・南区小代方面          | 30アール | ・東区石原町・北区八下北・野遠方面 | 100アール |
| ・南区美木多方面         | 10アール |                   |        |

**畑を借ります**

- ・東区・北区方面 30アール

**「特定生産緑地制度」が創設されました**

特定生産緑地の指定は、生産緑地の指定から30年を経過するまでに事前に手続きを行う必要があります。平成31年度より申請の受付手続きが始まる予定です。

特定生産緑地を選択した場合と選択しなかった場合の相違については、次のとおりです。

	営農を続けるとき	相続するとき
特定生産緑地の指定を選択した場合	○固定資産税等は引き続き農地評価	○相続人は、相続税の納税猶予を受けることができます。
	○10年毎に継続か否かを判断	○相続人が一定の要件で手続きを行い農地を貸した場合も、納税猶予が継続できます。
特定生産緑地の指定を選択しなかった場合	×固定資産税等の負担増	×特定生産緑地を選択しないと、相続人は納税猶予を受けることができません。
	×30年経過後は、特定生産緑地の選択はできません。	

**農地を相続したら**

相続により農地の所有権や賃借権等を取得された方は、農業委員会へ届出が必要です。

相続未登記による農地の耕作放棄地が増えています。雑草や病害虫の発生により周辺農地や近隣住宅に悪影響を及ぼさないよう、適正な管理をお願いします。

**賃借権の相続も忘れないで!**

賃借権を設定した農地の耕作者が亡くなられた場合、耕作をする権利は耕作者の相続人に継承されます。遺産分割協議の際、農地の賃借権についての話し合いも忘れず、書面に残しておくことが大切です。農地の賃借権を相続された方は、農地台帳名義を変えるために農業委員会に届出をして下さい。



## 農業委員視察研修

昨年11月13日、和歌山県農業試験場暖地園芸センター・農林大学校就農支援センター（御坊市）とJA紀の里めっけもん広場（紀の川市豊田）にて視察研修を行いました。

初めに訪れた、農業試験場暖地園芸センター・農林大学校就農支援センターでは、野菜・特産花きの栽培技術開発やオリジナル品種の育成の取り組み、新規就農者への研修・支援の方法などの説明と施設見学を行いました。こちらの施設見学ではハウス内の気温が高くなりすぎないように白いマルチが使われていたり、暖地ならではの工夫を見学することができました。

次に訪れためっけもん広場は、JA紀の里一番の大きな直売所であり、旬の地場産野菜や果物を豊富に取り揃えています。こちらでは、JA紀の里・岡田課長よりめっけもん広場の歴史やめっけもん広場の強み、弱みについて講演を受けました。後の質疑では、検品方法や値段設定、売れ残りの対処法等、積極的に質問がなされました。



## 平成30年度大阪府農業委員会大会

10月18日、大阪国際交流センターにて大阪府農業委員会大会が開催され、堺市から委員12名が参加。委員3名、職員1名が永年在任者表彰を受けました。

また、東京大学教授 鈴木宜宏氏による「食と農と地域の未来のためにー農業委員・推進委員が果たすべき役割ー」をテーマとした講演が行われ、参加者は熱心に耳を傾けていました。

## 農業者年金で安心・豊かな老後を

こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方
- ◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。（仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。）
- ◎保険料はいつでも変更できます。

月々2万円から6万7千円まで

- ◎支払った保険料は全額社会保険料控除となります。
- ◎政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。

39歳までに加入、認定農業者など一定の要件を満たす方に国庫補助があります。



**全国農業新聞**  
購読者募集!!

農業者の経営と暮らしに役立つ情報を提供しています。（全国農業会議所発行）

◎購読料月額700円（送料・税込）

◎月4回、毎週金曜日発行